

令和3年度 事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日まで)

1 総括

令和3年度は、指定管理者として6回目の初年度であり、新型コロナウイルス感染症防止の終末が予期できない中での営業となった。休業日数は、延べ113日であった。

しかし、令和3年度も休業に対する広島県等からの補填や、今日のキャンプブームもあり、オートキャンプ場を中心とした野外施設の好調で、営業継続できた年度でもあった。

2 組織

(1) 役員

別紙の名簿通り

(2) 職員

令和4年3月31日 (単位:人)

雇用形態	支出科目	総務課	営業課	調理課	業務課	合計
職員	給料	3	2	4	0	9
業務補助職員(常勤) (200日以上)	賃金					0
パート	賃金	2 (231)	4 (47)	3 (88)	2 (232)	延人数 598
人材派遣	委託料		繁忙期 108			延人数 108

3 会議の開催

(1) 理事会及評議員会

項目	実施内容
決算監査 (令和3年5月20日) 場所: 県立もみのき森林公園	○ 令和3年度決算監査
第1回通常理事会 (令和3年5月26日) 書面議決による	○ 令和3年度事業報告・決算報告の承認 定時評議員会招集の決定 平成3年度資産運用実績の報告
定時評議員会 (令和3年6月10日) 書面表決による	○ 令和3年度事業報告等の提出 決算報告(貸借対照表及び損益計算書)の承認 評議員、理事及び監事の任期満了に伴う選任
第2回通常理事会 (令和4年3月24日) 書面表決による	○ 令和3年度補正予算の承認 令和4年度事業計画(案)、予算(案)の承認 令和4年度資産運用計画(案)の承認

(2) 連絡調整協議会等

県立もみのき森林公園の施設整備、新型コロナウイルスの対応等について関係機関と連絡調整を図った。

#### 4 県立もみのき森林公園施設等の維持管理及び経営（一般会計）

公園施設の維持管理として、公園管理業務実施要領に基づき保守管理及び園地の維持管理を次の通り実施した。

項目	内容
建物維持管理業務	特定建築物維持管理業務（貯水槽清掃、害虫駆除、空気測定、管理業務等）の実施と報告 フロン類を使用した第1種特定製品の点検業務
浄水場維持管理業務	専用水道として維持、水質検査の実施と報告
汚水処理場維持管理業務	汚水処理施設の維持管理の実施と報告 水質汚濁防止法、瀬戸法に関する水質検査及び実施と報告
設備機器点検業務	電気設備、防災無線等の点検と報告
物品の維持管理業務	管理車両の車検、物品の維持管理（修繕）
利用客に供する業務	利用客の傷害保険等の加入

上記内容を履行するために必要な経費は、指定管理受託費及び特別会計で実施した。

広島県予算の維持修繕は、暖房ボイラー設備の制御機器の取替、浄水場の薬中ポンプ取替工事、ダムウェーター取替工事や危険木の撤去が行われた。

公園利用者の快適な環境づくりを行い、日常の保守点検の励行に努め、利用者の安全確保を図った。緊急を要する修繕事項は主務官庁に報告した。

#### 5 県立もみのき森林公園施設等の維持管理及び経営（特別会計）

##### ○県条例で定める利用料金施設

	区分	施設
公園 センター	宿泊研修施設	宿泊所（普通室、広間）、研修棟
	運動施設	体育館、テニスコート、運動広場、野外ステージ
地区	野営施設	サイクリングロードの維持、自転車貸出
	スキー場	スノーフィールドもみのき森林公園運営
家族 旅	野村営施設	オートキャンプ場、バーベキュー広場
地区 地	運動施設	わんぱくの森（アスレチックコース）
		平和の森維持管理

上記、受託する各施設の指定管理者として、広島県条例に基づき利用料金の徴収業務と各施設の利用促進を図った。（附属明細書記載）

また、県条例で定めている減免対象者に対する減免の審査、承認を適正に行い、利用の促進を図った。

維持管理業務として、休業期間中を利用して食堂テラスの塗装、体育館のワック

ス、研修棟渡り廊下のワックスがけや芝広場、多目的運動広場、進入路、歩道等の草刈り等を重点的に実施した。

公園利用客に対するパブリックスペースの提供、上水の供給、下水処理の提供及び日用品等（トイレトペーパー等）の提供を実施した。

受託する施設や整備の維持補修、管理車両、厨房器具、遊具の修繕を行った。

利用者の快適な環境づくりを行い、利用者の安全確保を図る、日常保守点検の励行に努めた。

さらに、休業要請に伴い113日間の休業となったが宿泊施設「もみのき荘」の事前予約者のみは受入営業した。

冬季除雪回数30日（内外部委託14回）。

## 6 県立もみのき森林公園の自主事業としての利便事業（特別会計）

各施設の利用者の利便事業として、利用者へ飲食の提供、物品の販売や物品（キャンプ用品等）の貸出し、利用者の要望を満たす遊休施設の提供等を実施した。

### (1) 「フォレストアドベンチャー・広島」事業

フォレストアドベンチャーは年間14,104人(昨年11,843人)の利用があった。

### (2) 飲食の提供

- ・宿泊施設「もみのき荘」のレストランを利用するお客様へ飲食の提供をテイクアウト方式及び自動販売機で各種飲物等を販売

### (3) 物品の販売

- ・土産品、書籍類、切手、飲物、キャンプ用品、雪遊び道具、薪・木炭等 薪、木炭の材料は、公園から出た間伐材を使用した。

### (4) 各種イベントの実施（附属明細書記載）

- ・新型コロナウイルス感染防止でイベントは自粛し、サイクリングコース等を利用したイベントは、附属明細書の内容のとおりである。

### (5) 情報提供及び広告による広報活動

- ・ホームページ（PC・スマートフォン）**Facebook** 等による情報提供
- ・宿泊施設のサイトコントローラーによる空室状況の更新処理
- ・「フォレストアドベンチャー・広島」の施設情報を含めた広報は、各種新聞及び雑誌等により積極的に行ない、また、FM廿日市での定期的情報提供を実施した。

### (6) 公園内の森の手入れと各種ボランティア活動に対する積極的な応援協力

森林ボランティアの協力を得て森林整備を実施した。

### (7) 新型コロナウイルス感染防止の対応

- ・宿泊施設「もみのき荘」の定員削減等（継続）
- ・非接触型体温計の設置（継続）
- ・各所にアルコール消毒器等の設置（継続）

- ・飛沫感染予防アクリル板の設置

(8) 自治体を実施する誘客事業に積極的に協力した

- ・GOTO キャンペーンは、OTA を通じての宿泊予約（継続）
- ・地域共通クーポン、広島県 GOTO イートキャンペーン食事券（継続）
- ・はつかいち今こそチケット（継続）

(9) インターンシップ履修生の受け入れ

- ・広島修大学生 1 名を夏季に受け入れ、オートキャンプ場のスタッフとしてキャンプ用具の取り扱いや安全管理の重要性など履修に努めた。

7 一般財団法人もみのき森林公園協会として業務

本協会の理事会、評議員会及び本協会の運営に関する必要な業務

各種会議は web 会議で実施した。

本協会職員のスキルアップを図る講習会は次のとおりである

内 容	参加人数
刈払機取り扱い安全教育講習会	13人